

中堅企業・みなし中堅企業の皆様へ

1. 中堅企業・みなし中堅企業の定義

●「中堅企業」の定義

中小企業支援法に規定される中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円未満の事業者

●「みなし中堅企業」の定義

以下のいずれかに該当する中小企業者

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の中堅企業が所有している
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の中堅企業が所有している
- (3) 中堅企業の役員又は職員を兼ねているものが役員総数の2分の1以上を占める

2. 補助対象事業者の要件について

●中堅企業・みなし中堅企業に該当する事業者のうち、なりわい再建支援補助金の補助対象事業者となるのは、以下の(1)(2)のいずれも満たす事業者である場合です。

(1) 域内の取引要件として、以下の(ア)(イ)のいずれの要件も満たすこと。

(ア) 前年度の域内仕入額が総仕入額の50%以上

※(域内仕入額/総仕入額) ≥ 50%

(イ) 前年度の域内での継続的な取引先中小企業者数が10件以上

※域内とは、原則として、福岡県内とする。

(2) 一定の債務要件として、以下の(ア)(イ)のいずれかの要件を満たすこと。

(ア) 総資産に対する債務の割合が以下の①②のいずれかの要件を満たすこと。

①前年度もしくは直近期の借入金(金融機関)/総資産が全産業の中堅企業における割合の平均値10.9%以上であること

②前年度もしくは直近期の借入金(金融機関)/総資産が申請者の業種の中堅企業における割合の平均値以上であること(各業種の平均値は「(別紙)「要件確認様式」に記載)

(イ) 経常利益に対する債務の割合が以下の①②のいずれかの要件を満たすこと。

①前年度もしくは直近期の借入金(金融機関)/経常利益が全産業の中堅企業における割合の平均値175.6%以上であること

②前年度もしくは直近期の借入金(金融機関)/経常利益が申請者の業種の中堅企業における割合の平均値以上であること(各業種の平均値は「(別紙)「要件確認様式」に記載)

3. 補助率について

●補助対象経費の2分の1以内

4. 補助事業実施にかかる留意事項について

●中堅企業・みなし中堅企業の方は、共通の交付申請手続きに加え、「1. 中堅企業・みなし中堅企業の定義」及び「2. 補助対象事業者の要件について」の要件を満たすことを確認するための書類として、別紙『チェックリスト(交付申請用)「5 中堅企業・みなし中堅企業」』に記載された書類のご提出が必要です。

●その他の申請にかかる手続きや要件については、全ての申請者で共通ですので、「補助事業実施の手引き」、「交付申請書作成マニュアル」、「実績報告書作成マニュアル」をご確認ください。